大阪府規則第四十一号

基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

する。る条例施行規則(平成二十五年大阪府規則第三十九号)の一部を次のように改正大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定め

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

(従業者の配置の基準)

継川(条)

| 一回 (盤)

上の介護老人保健施設にあっては、一以上正 栄養士文は管理栄養士 入所定員が百以

**ボ・**カ (略)

22 (器)

- られるときは、これを置かないことができる。施設の入所者の処遇が適切に行われると認めにより当該サテライト型小規模介護老人保健本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員介護支援専門員については、次の各号に掲げるは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又はの支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくならず、サテライト型小規模介護老人保健施設。 第一項第三号から第六号までの規定にかかか
  - 若しくは管理栄養士又は介護支援専門員士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法
  - 又は介護支援専門員 | 介護医療院 栄養土若しくは管理栄養土
  - らに限る。)号に規定する指定介護療養型医療施設の場定による改正前の法第四十八条第一項第三を有するものとされた同法第二十六条の規十条の二第一項の規定によりなおその効力律 (平成十八年法律第八十三号)附則第百三援専門員(健康保険法等の一部を改正する法が百以上の病院の場合に限る。)又は介護支三病院 栄養土若しくは管理栄養士(病床数
- とおりとする。掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるは介護支援専門員の員数の基準は、次の各号にくは言語聴覚士、栄養土若しくは管理栄養士又設の支援相談員、理学療法士、作業療法土若しならず、医療機関併設型小規模介護老人保健施は、第一項第三号から第六号までの規定にかか
  - るときは、これを置かないことができるころ所者の処遇が適切に行われると認められ医療機関併設型小規模介護老人保健施設の又は栄養士若しくは管理栄養士により当該理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士工又は栄養士若しくは管理栄養士 併設さ

(従業者の配置の基準)

継川(株 (器)

| 一回 (盤)

健施設にあっては、一以上 五 栄養士 入所定員が百以上の介護老人保

(略) イ・ソ

22 (魯)

- 置かないことができる。が適切に行われると認められるときは、これをよ理小規模介護老人保健施設の入所者の処遇じ、当該各号に定める職員により当該サテライいては、次の各号に掲げる本体施設の区分に応は言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員につの支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設
  - 又は介護支援専門員士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法
  - 二 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員
  - 護療養型医療施設の場合に限る。) 第四十八条第一項第三号に規定する指定介た同法第二十六条の規定による改正前の法定によりなおその効力を有するものとされ第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規法等の一部を改正する法律(平成十八年法律合に限る。)又は介護文援専門員(健康保険」「病院、栄養士(病床数が百以上の病院の場
- に応じ、当該各号に定めるとおりとする。員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分くは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施生 第一項第三号から第六号までの規定にかか
  - れるときは、これを置かないことができるこれるときは、これを置かないことができるこの人所者の処遇が適切に行われると認めら該医療機関併設型小規模介護老人保健施設士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は栄養士 併設される介護医療院又は一理学療法士、作業療法士者しくは言語聴覚

 $\Delta$ J $^{\circ}$ 

11 (盤)

場合には、この限りでない。ならない。ただし、入所者の処遇に支障がないならない。ただし、入所者の処遇に支障がない者人保健施設の業務に従事する者でなければら、介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護

6 (器)

(種生御理等)

第八条 (略)

る。他の情報通信機器を活用して行うことができる 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その

11 (盤)

大型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所付型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所供設する場合の介護老人保健施設及びユニッけで同じ。) にユニット型介護老人保健施設を除く。以下この頃におならない。ただし、介護老人保健施設(ユニッキ人保健施設の業務に従事する者でなければ、介護老人保健施設の業務に従事する者でなければ、

(盤)

第八条 (略)(衛生管理等)

当 当

(福行財田)

こ この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

て職員を配置するよう努めるものとする。における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し第一項第二号及び第十三条の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第三条ト型介護老人保健施設は、第七条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施一号イ잉の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニッに運営に関する基準(平成十一年厚生労働省令第四十号)第四十一条第二項第の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号。以下「改正省令」という。当分の間、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等